

国民健康保険料 減免制度の周知・活用を!

国民健康保険料の納入通知書が届き、「高すぎて払えない」などの声が寄せられています。支払いが困難な世帯には、減免制度があります。また、新型コロナによる減収等のある世帯には、特別の減免制度も実施されています。

6月議会で日本共産党は、減免制度の周知・活用と、制度の拡充を求めました。

国民健康保険料の減免制度（概要）



■新型コロナウイルス感染症の影響による減免

【一部減額の要件】以下①～③を全て満たす世帯

- ① コロナの影響で世帯主の事業（給与）収入が前年より3割以上減少（見込みでOK）
- ② 世帯主の前年の合計所得金額が1000万円以下
- ③ 世帯主の前年の事業（給与）所得以外の合計所得金額が400万円以下

【免除・減額の割合】

世帯主の前年の合計所得	減額又は免除の割合
300万円以下 (または、廃業・失業などの場合)	100% (全額免除)
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1000万円以下	20%

★保険料の所得割・均等割・平等割の全てが減免対象になります。

※世帯主の事業等所得の他に世帯全体で所得がある場合は、その分だけ減免割合が下がります。

※世帯主がコロナにより死亡または重篤な疾病を負った場合、事業などの廃業や失業した場合には【全額免除】となります。

■収入所得減少（失業等）減免

※コロナ以外の理由も対象です

対象：離職・失業、事業の不振・休業等により、30%以上の所得が減少する世帯

→ 所得の減少割合に応じて、保険料の所得割が減免されます。

■生活困窮世帯の減免

※コロナ以外の理由も対象です

対象：前年の合計収入が減免基準（生活保護基準の1.3倍）以下の世帯

→ 基準額との差に応じ、保険料の所得割が減免されます。

（計算例）前年の世帯収入が下記の基準額以下の場合、減免対象になります

モデルケース	42歳夫婦と中学生1人	65歳夫婦（年金）	30歳単身（給与）
減免基準額	約275万円以下	約185万円以下	約128万円以下

上記はいずれも概要です。詳細は市役所医療保険課 ☎ 892-0121

または、日本共産党市会議員団までお問合せください。

※この他、介護保険料、後期高齢者保険料、市税・固定資産税なども、減免・猶予できる場合があります。詳しくはお問合せ下さい。（市ホームページも参照）